

6次産業化に取り組みたい

農林漁業者が農産加工などの6次産業化や商工業者（2次産業者・3次産業者）と連携した取り組みを進める場合の相談や、機械・施設等の導入を支援します。

六次産業化・地産地消費※事業に基づく支援

農林業者等が、自ら生産した農林水産物の加工や、消費者や事業者へ販売するなど、付加価値を向上させた農林漁業経営の改善の取り組みを支援します（※正式名称：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）。

○対象となる方

- ・農林漁業者（個人・法人）
- ・農林漁業者で組織する団体（農協、集落営農組織等）

※事業主体である農林漁業者の取り組みを支援する者（機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等）を「促進事業者」として計画に位置づけることが可能）

○支援内容

六次産業化・地産地消費に基づき、農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や、新たな販売方式の導入を行うための「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、次(1)～(3)のような支援策を御利用いただけます。

- (1) 農林漁業者向けの無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長等
- (2) 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
- (3) 産地リレーによる野菜契約取引のリスクを軽減

○6次産業化に関する総合相談窓口

東北農政局 農村振興部 都市農村交流課
住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎
TEL：022-263-1111（内線 4052）

〈お問い合わせ先・相談窓口〉

- ・宮城県農山漁村なりわい課 6次産業化支援班 E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2242
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11相談窓口」を参照）